

諮問日：令和3年10月11日（令和3年度（最情）諮問第37号）

答申日：令和4年4月20日（令和4年度（最情）答申第1号）

件名：司法修習生に対する災害補償の実績が書いてある文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生に対する、国家公務員災害補償法に基づく補償実績が書いてある文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「通知書（最高裁人総第5140号）」及び「同通知書の別添通知書（支給金額の記載されたもの）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書には、特定の司法修習生の氏名、当該司法修習生に対する国家公務員災害補償法に基づく補償としての支給金額や支給先等の具体的補償内容等が記載されているから、本件対象文書の記載内容は、それぞれが全体として

当該司法修習生の個人識別情報（法5条1号）に相当する。

本件不開示部分は、特定の司法修習生の氏名、通知書の日付、通知書の宛先（「地方裁判所長」は除く。）、補償の認定や具体的内容、通院先の病院に関する情報に当たるところ、当該情報は、いつ、どこの裁判所でどのような災害補償を受けたかに関する情報であるから、個人識別部分に該当し、かつ、法5条1号ただし書各号に該当する事情もない。

したがって、法5条1号に定める不開示情報に相当する。

2 なお、上記個人識別部分以外の情報は、当該部分を公にしても、当該司法修習生の権利利益が害されるおそれはないと認められるから、部分開示した（取扱要綱記第3の2）。

3 おって、苦情申出人は、本件不開示部分が本当に法5条1号に定める不開示情報に相当するか不明である旨主張しているが、当該部分が同号に相当することは、前述のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年3月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年4月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書には、特定の司法修習生の氏名、当該司法修習生に対する国家公務員災害補償法に基づく補償としての支給金額や支給先等の補償の内容等が記載されていることが認められるから、本件対象文書の記載内容は、それぞれが全体として法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報に相当すると認められる。

そして、本件不開示部分を除く部分については、個人を識別することができ

る当該司法修習生の氏名の記述等を除くことにより、当該部分を公にしても、当該司法修習生の権利利益が害されるおそれがないと認められる。

苦情申出人は、本件不開示部分が本当に法5条1号に定める不開示情報に相当するか不明である旨主張している。しかし、見分の結果によれば、本件不開示部分には、当該司法修習生の氏名、具体的な補償に関する通知書の日付や通知書の宛先（「地方裁判所長」は除く。）、具体的な補償の認定や内容、支給金額及び通院先の病院に関する情報が記載されていることが認められ、当該情報は、当該司法修習生が、いつ、どこの裁判所でどのような災害補償を受けたかということに関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、当該情報が法5条1号ただし書イからハマまでに掲げる情報に相当する事情は認められない。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子